

(団体の規約作成例)

亙理町中学生地域クラブ活動 ○○○クラブ規約

1 名称

当クラブは「亙理町中学生地域クラブ活動 ○○クラブ」と称する。

2 活動目的

当クラブは、中学生の活動意欲を満たすとともに、スポーツや文化活動を通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。

3 構成員

- (1) 当クラブは、町内中学校在籍生徒及び町内在住の中学生からなるクラブ員、クラブ員の保護者、指導者で構成する。
- (2) 当クラブへ入会を希望するは、所定の入会申込書を提出し、役員承認を得るものとする。
- (3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連盟と共に退会届を提出する。

4 役員

当クラブには、保護者と指導者の中から次の役員を選任する。役員任期は、1年とし再任は妨げない。

- (1) 代表者（1名）
代表者は、責任者としてクラブを代表する。
- (2) 指導者（監督・コーチ）
技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う。
- (3) 連絡責任者
活動場所や大会などの連絡調整を行う。
- (4) 会計
クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う。

5 総会

総会はクラブ員全員の参加を原則とし、年1回総会を開催する。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・ 役員の選出
- ・ 活動報告及び会計報告
- ・ 活動計画及び予算案
- ・ 規約の改正
- ・ その他審議事項

6 活動場所

当クラブの活動拠点は「〇〇中学校 体育館（武道場・グラウンド）」とする。

7 活動日時

- (1) 当クラブの活動は「巨理町中学校部活動ガイドライン」を基準とする。
- (2) 毎週〇曜日、〇時〇分から〇時〇分までの3時間とする。
- (3) 会員の負担にならないよう、学校行事等との調整を図る。

8 会費

- (1) 当クラブの会費は、一人月〇〇〇〇円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。
- (2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

9 保険の加入

当クラブの活動に携わる全員は、「スポーツ安全保険」に加入する。

10 研修

- (1) クラブの代表者・監督・保護者は、年間最低1回はスポーツ協会やスポーツ少年団が主催する指導者研修や自主的に研修会を実施し、暴力、暴言やハラスメントの防止に対する知識・理解を高める。
- (2) 指導に当たる者は、町又は県が主催する研修会へ必ず参加する。

11 その他

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附 則】本規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。